

表 ほう素等 3 項目に係る暫定排水基準値の適用状況 (基準値の単位: mg/L)

項目	排出先	業種その他の区分	水質汚濁防止法		上乗せ条例			生活環境保全条例				
			一律基準	暫定基準 (H22.6.30まで) 国見直し (H25.6.30まで)	上乗せ基準	暫定基準 (H23.3.31まで)			一律基準	暫定基準 (H23.3.31まで)		
						既設*	新設*	根拠		既設*	新設*	根拠
上水道水源地域	ほうろう鉄器製造業		10	50	1	/	/	【条例附則第2項】(附則別表第一)	1	/	【規則附則第2項】(附則別表第一)	
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものに限る。)	50										
	うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものに限る。)	150										
	粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するものに限る。)	150										
	貴金属製造・再生業	50										
	金属鋳業	150										
	電気めっき業	50		2								
	ほう酸製造業	80										
	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	500		/								500
	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用するものに限る。)に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定の条件に該当するものに限る。)	50										1
海	旅館業(温泉を利用するものに限る。)		230	500	10	/	500	【条例附則第3項】(附則別表第一)	10	/	【規則附則第3項】(附則別表第二)	
	ほうろう鉄器製造業	/		50								
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものに限る。)	/		50								
	うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものに限る。)	/		150								
	粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するものに限る。)	/		150								
	貴金属製造・再生業	/		50								
	金属鋳業	/		150								
	電気めっき業	/		50								
	下水道業(旅館業(温泉を利用するものに限る。)に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定の条件に該当するものに限る。)	/		50								
	ほう酸製造業	/		80								
上記(上水道水源地域・海域)以外	ほうろう鉄器製造業		10	50	/	/	/	/	10	/	/	
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものに限る。)	50										
	うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものに限る。)	150										
	粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するものに限る。)	150										
	貴金属製造・再生業	50										
	金属鋳業	150										
	電気めっき業	50										
	ほう酸製造業	80										
	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	500										
	下水道業(旅館業(温泉を利用するものに限る。)に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定の条件に該当するものに限る。)	50										

項目	排出先	業種その他の区分	水質汚濁防止法		上乗せ条例			生活環境保全条例													
			特定事業場が対象		届出事業場が対象																
			一律基準	暫定基準 (H22.6.30まで) 国見直し (H25.6.30まで)	上乗せ基準	暫定基準 (H23.3.31まで)		一律基準	暫定基準 (H23.3.31まで)												
			既設*	新設*	根拠		既設*	新設*	根拠												
ふっ素及びその化合物	上水道水源地域	非鉄金属製錬・精製業（貴金属製造・再生業を除く。）	8	11	一律基準	0.8															
		化学肥料製造業		10																	
		ほうろろ鉄器製造業（一日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 未満であるものに限る。）		25	15																
		ほうろろ鉄器製造業（一日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上のものに限る。）		15																	
		うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 未満であり、かつ、ほうろろうわ薬を製造するものに限る。）		25	15																
		うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上であり、かつ、ほうろろうわ薬を製造するものに限る。）		15																	
		電気めっき業（一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 未満のものに限る。）		50																	
		電気めっき業（一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上50m ³ 未満であるものに限る。）		15																	
		電気めっき業（一日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上のものに限る。）																			
		旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 未満であるものに限る。）												【条例附則第2項】（附則別表第一）							【規則附則第2項】（附則別表第一）
		旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上50m ³ 未満であるものに限る。）		50										【条例附則第4項】（附則別表第二）	50						
		旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用する旅館業に属するものに限る。）													15						
		旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用する旅館業に属するものに限る。）													50						
		旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用する旅館業に属するものに限る。）		15											15						
ほうろろ鉄器製造業（一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 未満であるものに限る。）	15	25	15																		
ほうろろ鉄器製造業（一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上50m ³ 未満であるものに限る。）			15																		
うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 未満であり、かつ、ほうろろうわ薬を製造するものに限る。）		25	15																		
うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上50m ³ 未満であり、かつ、ほうろろうわ薬を製造するものに限る。）			15																		
うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上50m ³ 未満のものであり、ほうろろうわ薬を製造するものを除く。）			15																		
電気めっき業（一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 未満であるものに限る。）		50																			
電気めっき業（一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上50m ³ 未満であるものに限る。）			15																		
旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 未満であるものに限る。）													【条例附則第4項】（附則別表第二）	50							
旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上50m ³ 未満であるものに限る。）		50												15							
旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用する旅館業に属するものに限る。）														50							
旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用する旅館業に属するものに限る。）														50							

項目	排出先	業種その他の区分	水質汚濁防止法		上乗せ条例			生活環境保全条例			
			特定事業場が対象		届出事業場が対象						
			一律基準	暫定基準 (H22.6.30まで) 国見直し (H25.6.30まで)	上乗せ基準	暫定基準 (H23.3.31まで)		一律基準	暫定基準 (H23.3.31まで)		
既設*	新設*	根拠				既設*	新設*		根拠		
ふっ素及びその化合物	上記(水道水源地域・海域)以外	非鉄金属製錬・精製業(貴金属製造・再生業を除く。)	8	11	一律基準	【条例附則第4項(附則別表第二)】	/	/	/	11	【規則附則第3項(附則別表第二)】
		ほうろう鉄器製造業(一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 未満であるものに限る。)		25	15					25	
		ほうろう鉄器製造業(一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上50m ³ 未満のものに限る。)		15						15	
		ほうろう鉄器製造業(一日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上のものに限る。)		15	/					/	
		電気めっき業(一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 未満であるものに限る。)		50	/					/	
		電気めっき業(一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上50m ³ 未満のものに限る。)		15						/	
		電気めっき業(一日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上のものに限る。)		15	/					/	
		化学肥料製造業		10	/					/	
		うわ薬製造業(一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 未満であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するものに限る。)		25	15					25	
		うわ薬製造業(一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上50m ³ 未満であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するものに限る。)		15						15	
		うわ薬製造業(一日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するものに限る。)		15	/					/	
		うわ薬製造業(一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上50m ³ 未満のものであり、ほうろううわ薬を製造するものを除く。)		/	/					15	
		旅館業(改正政令の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 未満であるものに限る。)		/	/					50	
		旅館業(改正政令の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上50m ³ 未満であるものに限る。)		50	/					15	
旅館業(改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用する旅館業に属するものに限る。)	/	/	50								
旅館業(改正政令の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上のものに限る。)	15	/	15								

項目	排出先	業種その他の区分	水質汚濁防止法		上乗せ条例			生活環境保全条例								
			特定事業場が対象		届出事業場が対象											
			一律基準	暫定基準 (H19.6.30まで) 国見直し (H22.6.30まで)	上乗せ基準	暫定基準 (H23.3.31まで)		一律基準	暫定基準 (H23.3.31まで)							
既設*	新設*	根拠				既設*	新設*		根拠							
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	上水道水源地域	イットリウム酸化物製造業	100	150 一律基準	10**	既設*	新設*	根拠	10**	既設*	新設*	根拠				
		電気めっき業		500 400												
		酸化コバルト製造業		400 220												
		畜産農業		900									900			
		炭酸バリウム製造業		800 一律基準												
		黄鉛顔料製造業		900 一律基準												
		すず化合物製造業		1800 一律基準												
		ジルコニウム化合物製造業		1800 1000												
		モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業		2000 1800												
		硝酸銀製造業		2000 一律基準												
	貴金属製造・再生業	4000 3600														
	下水道業(特定公共下水道事業に係る下水道終末処理施設(モリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業又は水酸化ニッケル化合物製造業からの汚水等を受け入れるものに限る。))を有するものに限る。)	250 170	20	【条例附則第2項】(附則別表第一)	100	既設*	新設*	根拠								
	下水道業(特定公共下水道事業に係る下水道終末処理施設(モリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業又は水酸化ニッケル化合物製造業からの汚水等を受け入れるものに限る。))を有するものを除く。)															
	食料品製造業(一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 未満のもの)		100						100							
	食料品製造業(一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上のもの)		40						40							
	金属製品製造業(一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 未満のもの)		100						100							
	金属製品製造業(一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上のもの)		25						25							
	し尿処分業(化学処理を行うものを除く。)		20													
	し尿処分業(化学処理を行うものに限る。)		30													
	上記(上水道水源地域)以外	イットリウム酸化物製造業	100						150 一律基準	100	既設*	新設*	根拠	100	既設*	新設*
電気めっき業		500 400														
酸化コバルト製造業		400 220														
畜産農業		900		900												
炭酸バリウム製造業		800 一律基準														
黄鉛顔料製造業		900 一律基準														
すず化合物製造業		1800 一律基準														
ジルコニウム化合物製造業		1800 1000														
モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業		2000 1800														
硝酸銀製造業		2000 一律基準														
貴金属製造・再生業	4000 3600															
下水道業(特定公共下水道事業に係る下水道終末処理施設(モリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業又は水酸化ニッケル化合物製造業からの汚水等を受け入れるものに限る。))を有するものに限る。)	250 170		【規則附則第3項】(附則別表第一)													

* 上乗せ条例・生活環境保全条例の「既設」「新設」:

「既設」とは、平成13年7月1日現在の特定施設(水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設)又は届出施設(条例第49条第2項に規定する届出施設)を平成17年4月1日(食料品製造業、金属製品製造業(電気めっき業を除く)及び下水道業にあっては平成14年4月1日)において設置しているもの(設置の工事をしているものを含む)をいう。「新設」はそれ以外のものをいう。

** 上乗せ条例又は生活環境保全条例に基づくアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る排水基準は、し尿浄化槽を設置する特定(届出)事業場であって、平成13年7月1日現在の特定施設又は届出施設を平成14年4月1日において設置しているもの(設置の工事をしているものを含む)が、し尿浄化槽に係る排水を上水道水源地域に排出する排出口から排出する水については適用しない。